

一般社団法人千葉県社会福祉士会 懲戒に関する規則

規則第7号
令和元年6月23日改定

(目的)

第1条 この規則は、一般社団法人千葉県社会福祉士会（以下「本会」という。）定款第9条に基づき本会の正会員を除名する場合、あるいはその他の懲戒処分をする場合の種類並びに基準を定め、もって正会員である社会福祉士の倫理基準の維持・向上を図ることを目的とする。

(懲戒の種類)

第2条 本会は、正会員が倫理綱領・行動規範に禁じられている行為を行った場合、以下の懲戒処分を行うことができる。

- (1) 嚴重注意
- (2) 戒告
- (3) 除名

(嚴重注意)

第3条 正会員が倫理綱領・行動規範に禁じられている行為を行い、正会員に反省の意思があり、情状酌量の余地がある場合には、嚴重注意とする。

(戒告)

第4条 正会員が倫理綱領・行動規範に禁じられている行為を行い、社会福祉士として不適切な対応や態度が見られる場合には、戒告とする。

(除名)

第5条 正会員が倫理綱領・行動規範に禁じられている行為を行い、社会福祉士として極めて不適切である場合には、除名とする。

(懲戒の処分実施)

第6条 本会が、正会員に対し第2条の懲戒処分を行う場合には、本会の正会員に対する苦情に関する手続規則に基づかなければならない。

(調査受忍義務)

第7条 正会員は、正当な事由がある場合を除き、本会或いは倫理委員会の調査及び事情聴取に応じ、事実関係の解明に協力する義務がある。

(対象の身分)

第8条 苦情申立を受けた正会員は、第6条に記載の規則により処分が確定するまで、正会員としての身分は保持される。

(規則の改廃)

第9条 この規則を改廃するときは、倫理委員会又は理事会で発議し総会の承認を得なければならない。

附 則

1 この規則は、旧規則第6号改廃、令和元年6月23日から施行する。